

第23回新エネルギー発電設備 事故対応・構造強度WG 資料2-2

台風期前の再エネ発電設備に対する 注意喚起について

令和2年6月3日 産業保安グループ 電力安全課

1-1. 太陽電池発電設備に関する注意喚起について

- 今後の豪雨や台風等の自然災害に備えるため、太陽電池発電設備の設置者に対し、発電設備の 点検強化を要請するとともに、浸水事故が発生した場合の感電事故防止について注意喚起。
- 太陽電池発電設備の業界団体や施工業者団体だけでなく、電気主任技術者を有する保安管理団体等を通じて、注意喚起を行う。

主な周知依頼事項

- 点検時の体制について 事業用電気工作物の設置者においては、電気主任技術者の 指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行うこと。
- ・架台・基礎などの強度確認や接合部のゆるみや錆、破損がないことを確認し、パネル飛散等の事故防止に努める。
- ・柵やへい、ケーブルなどに損傷がないことを確認すること。
- ・水上設置型太陽電池発電設備については、アンカーとの係留部やフロート間等の接合部に損傷等がないことを確認すること。 など
- 感電事故防止について 浸水事故が発生した場合の感電事故防止のための安全確保。 復旧作業時の感電対策の指示。



1-2. 風力発電設備に関する注意喚起について

■ 太陽電池発電設備と同様に、風力発電設備の業界団体や保安管理団体等を通じて、雷被害防止に向けた対策に万全を期すよう、全設置者に依頼。

主な周知依頼事項

- 点検時の体制について 事業用電気工作物の設置者においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保 しながら点検を行うこと。
- 点検に関して
- ・レセプター等の健全性を確認し、雷撃から風車を保護するような措置を講じること。
- ・風車が雷撃を受けた場合は、健全性が確実に確認できるまで、風車を停止するなどの措置を 講じること。
- ・雷撃を受けた可能性がある場合の点検に関しては、遠方からの目視のみに頼ることなく、確実な点検を実施すること。